

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年3月31日

寒川町教育委員会教育長 大 川 勝 徳

寒川町教委規則第3号

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年寒川町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条を削り、第28条を第27条とし、第29条を第28条とする。

第7章中第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。